

大阪市立小・中学校空調設備整備事業 事業契約書（案） 新旧対照表

令和6年4月12日付で公表した事業契約書（案）の以下の点を修正した。

No.	頁	条	項			修正前	修正後
1	16	32	3			項の追加	<u>3 甲が貸与資料で示すもの以外のレベル1と2のアスベストが発見された場合には、適切に処分を行うこと。その場合のアスベストの撤去、運搬及び処分に係る費用は甲の負担とする。ただし、レベル3（レベル3相当を含む）のアスベストに係る費用の一切は乙の負担とする。</u>
2	23	42	5			5 乙が、施工企業をして、本件契約の履行を保証する甲を被保険者とする履行保証保険に加入し、その保険証券を甲に提出したとき又は、本件契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行又は甲が确实と認める金融機関等の保証契約を締結し、その保証契約書を甲に提出したときは、甲は、第1項第1号に掲げる契約保証金の納付を免除する。なお、保証金額は、第1項第1号に掲げる金額とする。	5 <u>乙または</u> 、乙が、施工企業をして、本件契約の履行を保証する甲を被保険者とする履行保証保険に加入し、その保険証券を甲に提出したとき又は、本件契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行又は甲が确实と認める金融機関等の保証契約を締結し、その保証契約書を甲に提出したときは、甲は、第1項第1号に掲げる契約保証金の納付を免除する。なお、保証金額は、第1項第1号に掲げる金額とする。
3	23	42	6			6 乙が、維持管理企業をして、本件契約の履行を保証する甲を被保険者とする履行保証保険に加入し、その保険証券を甲に提出したとき又は、本件契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行又は甲が确实と認める金融機関等の保証契約を締結し、その保証契約書を甲に提出したときは、甲は、第1項第2号に掲げる契約保証金の納付を免除する。なお、保証金額は、第1項第2号に掲げる金額とする。	6 <u>乙または</u> 、乙が、維持管理企業をして、本件契約の履行を保証する甲を被保険者とする履行保証保険に加入し、その保険証券を甲に提出したとき又は、本件契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行又は甲が确实と認める金融機関等の保証契約を締結し、その保証契約書を甲に提出したときは、甲は、第1項第2号に掲げる契約保証金の納付を免除する。なお、保証金額は、第1項第2号に掲げる金額とする。
4	33	69	3			3 乙は、 <u>維持管理のサービス対価の支払いを受けるに当たり</u> 、別紙11記載のとおり <u>上期若しくは下期</u> の満了の後、別紙7の <u>半期報告書</u> を甲に提出し、甲は、同報告書の受領日から10日以内に乙の業務内容のモニタリングを実施し、乙に対してモニタリングの結果を通知するものとする。	3 乙は、別紙11記載のとおり <u>上期ならびに下期</u> の満了の後、別紙7の同報告書を甲に提出し、甲は、同報告書の受領日から10日以内に乙の業務内容のモニタリングを実施し、乙に対してモニタリングの結果を通知するものとする。
5	33	69	4			4 乙は、前項の <u>半期報告書</u> に関するモニタリングの結果についての甲の合格通知を受領したときは、 <u>当該合格通知</u> に従い当該通知の受領日から7日以内に維持管理のサービス対価に係る請求書を甲に対して提出するものとし、甲は当該請求書の受領日から30日以内に <u>各々</u> 別紙10記載のとおり支払う。	4 乙は、前項の <u>上期報告書ならびに下期報告書</u> に関するモニタリングの結果についての甲の合格通知を受領した後、下期報告書に関するモニタリングの結果についての合格通知に従い当該通知の受領日から7日以内に維持管理のサービス対価に係る請求書を甲に対して提出するものとし、甲は当該請求書の受領日から30日以内に別紙10記載のとおり支払う。

大阪市立小・中学校空調設備整備事業 事業契約書（案） 新旧対照表

令和6年4月12日付で公表した事業契約書（案）の以下の点を修正した。

No.	頁	条	項	修正前	修正後
6	33	69	5	5 乙の甲に対する請求書の提出が前項に定める期限より遅れた場合には、 <u>その遅れた日数分、甲から乙に対する半期分の維持管理のサービス対価の支払期限も延長されるものとする。</u>	5 乙の甲に対する請求書の提出が前項に定める期限より遅れた場合においても甲は当該請求書の受領日から30日以内に別紙10記載のとおり支払うものとする。
7	33	69	6	6 乙は、第4項の半期報告書を甲が受領した後、当該受領日を含む10日以内に、甲がモニタリングの結果の通知を行わなかった場合には、第5項の請求書を甲に対して提出できるものとする。	6 乙は、第4項の下期報告書を甲が受領した後、当該受領日を含む10日以内に、甲がモニタリングの結果の通知を行わなかった場合には、第5項の請求書を甲に対して提出できるものとする。
8	65	別紙9 モニタリングの方法 及びモニタリング結果等に基づく対価の減額方法		室内温度 ①乙は、事業期間にわたって、1シーズンごとに対象校のうち15校の対象室の一部について、整備対象設備を運転させた状態で、機材を用いた室内温度及び外気温度等の測定を行い、記録し、その結果を月報とともに校に提出するものとする。	室内温度 ①乙は、事業期間にわたって、1シーズンごとに対象校のうち15校の対象室について、整備対象設備を運転させた状態で、機材を用いた室内温度及び外気温度等の測定を行い、記録し、その結果を月報とともに校に提出するものとする。
9	82	別紙12 物価変動に基づく改定(2)③		【工事着工日の属する月の建築費指数】÷【令和8年7月の建築費指数】－1	【工事着工日の属する月の建築費指数】÷【令和6年7月の建築費指数】－1